

令和3年度文化経済戦略推進事業実施業務仕様書

1. 趣旨・事業概要

本事業は、文化を起点に産業等他分野と連携した創造的活動によって新たな価値を創出し、その新たな価値が文化に再投資され持続的な発展につながる「文化と経済の好循環」の実現に向けた実証を行うものである。

今年度の事業では、将来的に、文化芸術組織が自ら企業からの投資を呼び込み、取り組むべき文化芸術活動を推進できるようになることを目的として、文化芸術組織へのビジネスサポートの取組事例作り及び持続可能な取組のあり方の設計を行う。これに向けては、ビジネスサポートを実際の文化芸術組織で実証的に企画・運営し、あり方の検証等を行う。

2. 業務内容

- (1) 1. に係る実証的企画、ビジネスサポートのあり方の検証等を独立行政法人国立美術館（主に東京都に所在する施設を対象とすることを想定）において実施。その際、当該法人の意識や組織体制についても、継続的に企業からの投資を集めつつ取組を進めるという観点からの改善も意識する（当該法人において、複数回関連プロジェクトを企画・運営する形でも可）。
- (2) 1. に係る実証的企画、ビジネスサポートのあり方の検証等を独立行政法人芸術文化振興会（とりわけ国立文楽劇場（大阪））において実施。その際、当該法人の意識や組織体制についても、継続的に企業からの投資を集めつつ取組を進めるという観点からの改善も意識する（当該法人において、複数回関連プロジェクトを企画・運営する形でも可）。
- (3) 2. (1) (2) の業務の前後で、(1) (2) の取組の状況も踏まえつつ、文化芸術組織へのビジネスサポートの取組事例作り及び持続可能な取組のあり方の設計を実施。

※ (1) (2) については、両方同時の提案も可とする。

3. 委託内容

- (1) 本事業に関する事務局等業務
- (2) 本事業の実施に関する業務
- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記 (1) から (3) の業務に付随する必要な業務

4. 事業報告書

- (1) 事業の進捗については、文化庁に随時報告するとともに、報告書を提出すること。
- (2) 報告書は本仕様書及び「文化庁委託業務実施要項」、契約書及び担当官の指示に従

って作成すること。

5. 著作権，成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施に当たり発生した著作権，成果物等については，原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては，著作権，成果物等の保護に十分配慮するものとする。

6. 成果物

報告書・・・紙媒体10部（簡易冊子で可），電子媒体2部

7. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和4年3月31日
- (2) 納入場所 〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化経済・国際課